

日本政策金融公庫福島支店との「危機事象発生における業務連携に関する覚書」締結について

東邦銀行（頭取 佐藤 稔）は、日本政策金融公庫福島支店（支店長 齋藤 慎、以下、「日本公庫」という）と「危機事象発生における業務連携に関する覚書」を締結しましたので、下記の通りお知らせいたします。

記

締 結 日	2025年6月30日
目 的	<p>近年頻発・激甚化している自然災害や、感染症の発生等、様々な危機の発生に備え、事前に業務連携の方針を定めておくことで、危機発生時においても、地域の事業者に対し切れ目ない金融サービスの提供を可能にし、早期の事業者支援・災害復旧に貢献できるよう体制を整備するものです。</p> <p>福島県は、東日本大震災での被災経験があるほか、台風などの自然災害も多く発生しており、店舗の被災等により通常業務が継続できない事態が想定されます。そこで、事業者支援だけでなく、当行本支店と日本公庫の福島県内支店（福島、いわき、会津若松、郡山の各支店）での一時的な施設の相互利用も連携内容に加え、業務継続体制の向上を図ることで、危機発生後の迅速な金融支援機能の発揮に繋げてまいります。</p> <p>日頃からの、地域の事業者に向けた危機発生時のリスクや対策の情報提供など、危機発生に備える機運の醸成に資する活動も含め、相互の連携を円滑にすべく、本業務連携に関する覚書の締結に至りました。</p>
内 容	<p>日頃から危機事象の発生に備えた連携をするとともに、危機事象が発生した際は、資金繰り支援をはじめとする以下の事項を連携して行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 各々の金融支援機能を発揮した事業者への迅速な資金繰り支援 (2) コンサルティング機能の発揮及び必要な情報提供、並びに双方向の事業者紹介 (3) 地域経済の復旧・発展に向けた融資相談会の実施 (4) 職員の緊急避難先として、総合の建物への避難 (5) 被災した際の一時的な執務場所として、会議室などの施設の相互利用 (6) その他危機事象発生時に必要となる連携

11 住み続けられるまちづくりを

13 気候変動に具体的な対策を

16 平和と公正をすべての人に

17 パートナリシップで目標を達成しよう

東邦銀行グループでは、『サステナビリティ宣言』を制定し、グループ全体で地域経済の活性化や社会的課題の解決に向けた取り組みを通して“地域社会に貢献する会社へ”を目指しています

以上